尼崎市市民提案制度 協議及び審査結果表

団体名及び 代表者氏名	特定非営利活動法人 空き家相談センター 理事長 橋詰 慎			
事業名	住まいと空き家の相談窓口の開設			
市所管課	都市整備局 住宅部 住宅政策課			

1 提案提出段階(制度所管課が記載し、提案者へ連絡)

	■提案を受理し、事業所管課との協議へ移行 □提案を不受理					
	(不受理の理由、特記事項等)					
協議結果						
・事業費の考え方						
	・取組の目標の考え方					
	などについて、制度所管課と協議					
主な協議内容						
調整先とする	都市整備局 住宅部 住宅政策課					
所管課						

2 提案内容の詳細に係る協議結果(事業所管課が記載し、提案者の確認を経て制度所管課へ提出)

協議結果	■ <u>委託事業</u> ・協働事業として審査会に諮る □上記以外の手法で連携した取組を行う(下欄に内容を記載) □次年度に向けて継続協議 □協議不成立 (協議不成立の理由、特記事項等)
	(励識小別立の注出、特記事項者)
主な協議内容	・市の取組状況等を踏まえて、提案する業務内容の判断や、実現可能性を踏まえて、「実現すること」「チャレンジすること」「将来に向け継続的に取り組むこと」などを整理する・上記の整理を踏まえて、特に重要視していること等を整理したうえで審査会に
	部る ・様式第2号及びプレゼン資料について、提案者は主体的に作成を行い、市はそのためのフォロー、協議を行う
	・委託事業とする場合には、仕様書案の作成を別途進めるとともに、特に相談窓口の設置場所、予算規模、相談体制においては、市の意向を反映するよう協議 を行う
	・契約締結に至った以後においても、主に空き家対策を通じた民間不動産の取引等の活性化による地域振興を目的とし、こうした取組がより発展していくよう、効果の検証、業務の見直しといった協議を継続する

3 書類審査結果(制度所管課が記載し、提案者及び事業所管課へ連絡)

実施日等	■令和5年10月16日実施
審査結果及び主な委員意見	 ■本審査の対象とする(条件口有 ■無) 口不採択 口その他() (特記事項及び不採択の理由) ・事業目的の一つである、空き家の利活用促進について、事業内容及び達成目標の設定が必要ではないか。 ・提案事業を行うことで市が単独で実施するより付加価値があるという視点の目標を提案者と協議いただきたい。

4 本審査結果(制度所管課が記載し、提案者及び事業所管課へ連絡)

実施日等	■令和5年10月30日実施
審査結果及び主な委員意見	 ■採択(採択条件■有 口無) 口不採択 口その他() (特記事項及び不採択の理由) ・収支予算について、市の十分な精査を受けること。 ・相談窓口の設置場所及び相談の手法について、その費用対効果を踏まえ、市の十分な精査を受けること。

- 注1) 協議や審査の段階ごとに必要な事項を記入すること
- 注2)審査終了後、この様式は制度所管課、事業所管課、提案者の確認を経た上で、公表する

5 協働事業に係る収支予算の採択内容(制度所管課が記載し、提案者及び事業所管課へ連絡) ※委託事業にあっては、所管課において別途予算要求を行うことから、記載しない

収入の部			
科目	積算金額(単位:千円)	内容及び算出根拠
収入合計			
支出の部			
科目	積算金額(単位:千円) 計 うち市補助金		内容及び算出根拠
		※委託事業は 記入不要	
支出合計			補助額に対する人件費割合:% ※委託事業は記入不要